

県南広域振興局長告示第 193 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 31 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ訪問 介護事業所	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日

2 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ有限 会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日

3 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人寿水会	奥州市水沢区見分森 16 番地	グループホーム千鳥苑	花巻市石鳥谷町大瀬川 第 8 地割 1 番地 1 号	平成 19 年 8 月 10 日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ訪問 介護事業所	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日

5 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ有限 会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日

6 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人寿水会	奥州市水沢区見分森 16 番地	グループホーム千鳥苑	花巻市石鳥谷町大瀬川 第 8 地割 1 番地 1 号	平成 19 年 8 月 10 日

7 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ有限 会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日

8 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
ケアネット・アテルイ 有限会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	ケアネット・アテルイ有限 会社	奥州市水沢区字立町 30 番地	平成 19 年 8 月 1 日